**平成２６年（フ）第２９６号**
名古屋市中川区一色新町１丁目112番地　サニーホームズ102
債務者　野間工業こと　野間　七生
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第４１８号**
愛知県あま市小橋方南山西154番地２　小橋方コーポラスＡ棟102号
債務者　加藤　香居
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第５１２号**
名古屋市天白区植田３丁目706番地　アグレアーブル２Ｂ号
債務者　山田　里美
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第６６９号**
愛知県知多市つつじが丘１丁目14番地　６―302
債務者　石井エルウィンこと　ＩＳＨＩＩ　ＥＲＷＩＮ
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第４７６号**
滋賀県栗東市霊仙寺１丁目１番32―205号
債務者　大﨑　啓子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２８号**
滋賀県高島市新旭町熊野本322番地18
債務者　菅原八千代
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第４８号**
大津市一里山３丁目12番29号　コーポラス間宮306
債務者　無州里枝子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第７１号**
大津市一里山５丁目21番15―304号　丸尾コーポ、前住所大津市一里山６丁目12番17号
債務者　吉岡　未散（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第９９号**
滋賀県甲賀市水口町山2348番地２
債務者　森本　和則
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１０３号**
滋賀県湖南市菩提寺西３丁目６番21号
債務者　水谷　哲也
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３６号**
鳥取県米子市石井757番地、前住所鳥取県米子市日原710番地11
債務者　森田　理恵（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２６年（フ）第２１７号**
広島市東区戸坂くるめ木１丁目10番９号
債務者　植木　光太
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第３０５号**
広島市中区十日市町２丁目１番１―206号
債務者　梶原亜由子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１９号**
福岡県八女郡広川町大字広川71番地１　ネオレジデンス広川203号
債務者　阿方　陽子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所八女支部

**平成２６年（フ）第１３２号**
宮崎市瀬頭２丁目10番11号
債務者　岩切　理加
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第９８号**
鹿児島県鹿児島市樋之口町６番６号　ハイツ渕上603号
債務者　盛満　憲司
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２６年（フ）第１００号**
鹿児島県鹿児島市谷山中央４丁目4815番地メゾンＳＴ４―502号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4119番地47　ナカイマンション401号
債務者　古原　諒大
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係